

令和6年8月9日

封印取付受託者の不適切な取り扱いに関する国土交通省公表についてのお詫び

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、弊社の封印業務の不適切な取り扱いに対し、中部運輸局愛知運輸支局より下記の通り再発防止の策定と実施の徹底について指導を受けました。

今般、指導を受けるに至ったことを深く反省するとともに、弊社をご利用いただいておりますお客様、ならびに取引先の皆さまの信頼を損ないましたことを深くお詫び申し上げます。

この度の指導を真摯に受け止め、法令を遵守した正しい仕事を通してお客様に安全・安心をご提供できるよう、適正な作業手順の構築や法令遵守に関わる教育の徹底、監査体制の見直しなど社内ガバナンスについての仕組みと体制を見直して、取り組んでまいります。

記

1. 公表内容

封印取付け委託解除（2024年8月9日付）

2. 不適切な取り扱いの内容

- ① 取り外した封印を再度取付けした。
（道路運送車両法第28条の3第2項で準用する同法第26条第1項第1号違反）
- ② 事前に届出されている事業場等以外で、封印の取付けをした。
（道路運送車両法施行規則第12条第1項及び15条の3違反）
- ③ 封印取付け責任者又は封印取付け担当者以外の者が封印の取付けをした。
（封印取付け委託要領第4条違反）
- ④ 登録された自動車に封印の取付けをしなかった。
（道路運送車両法第28条の3第2項で準用する同法第26条第1項第1号違反）

※希望番号ナンバープレートが交付されるまでの間、最初に付与された一連番号のナンバープレートを取り付けしなかったものです

3. 不適切な取扱いの経緯・原因

- ・封印業務に関わる者に対しての法令遵守に関する指導・教育が行き届かず、「予め届け出た場所（事業場）で届け出た担当者のみが実施する」といった基本的なことへの理解が不足しており、「自分たちの間違った思い込み」が長年にわたり、職場の常識として常態化しておりました。
- ・定期的に行われる社内監査においても封印業務に対する諸確認が十分ではなく、不適切な取扱いの事実を掴むことが出来ておりませんでした。
- ・総じて封印業務に関する教育、指導や現場管理が行き届いておらず、こうした指導を受けることになったのは経営側の責任と認識しております。

4. 今後の対応

- ・取り付けられている封印機能に問題はなく、基本は**交換いただく必要はございません**。
ご心配のお客様にはご相談、対応させていただきますので、遠慮なくお申し出ください。
- ・お客様にご迷惑をおかけしないよう、弊社での封印は行政書士等の協力を頂き対応して参りますのでご理解を頂きたくお願いいたします。
なお、かかる費用はお客様に別途請求をすることはございません。
- ・また、今後このような事が発生しないよう、潜在化している様々な問題点を洗い出す為、経営陣・本部も現場に入り込み、適正な作業手順の構築や現場教育を強化していきます。
その際にはスタッフの困りごとがあれば真正面から向き合い、本部・現場が一体となった改善を施し、法令遵守を最優先とする職場環境づくりに取り組んでまいります
- ・最後になりますが、これからもお客様が安心して弊社をご利用いただけるよう、全社一丸となり企業風土や環境の改善を行い、信頼回復に取り組んでまいります。

トヨタモビリティ中京株式会社
代表取締役社長 山本正夫

【本件に関するお問い合わせ先】

お客様相談窓口 TEL：0120-31-2278

受付時間：9：30～18：00【火曜日～土曜日】

*誠に勝手ながら8月10日～16日を夏季休業とさせていただきます

以上